

○答申の内容

（審査会の結論） 「（公開請求のあった行政文書は）すべて公開すべきである。」

（市教委の公開拒否の主張）

*** 平塚市情報公開条例第5条4号ウ「調査研究に係る事務」に該当するため非公開とする。**

- ・ 文部科学省から示された実施要領では、調査結果の取扱いについて「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」とされている。
- ・ 調査結果の公開により、序列化や過度な競争が生じるおそれがあるため、市及び個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は行わないということを事前に各学校にも周知した。よって、その趣旨に反し、これらの情報を公開することにより、本調査の実施方法に対する学校の信頼を損なうなど、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため「非公開情報」として扱う。

（審査会の判断）

*** 条例第5条4号ウ「調査研究に係る事務」にも、条例第5条4号本文「当該事務または事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げるもの」にも該当しない。**

- ・ 調査結果が公開され、学校の序列化・ランク付けが助長され、学力の競争が激化するおそれがたしかにあるとしても、保護者や市民と共有された情報をもとに学力の定着や学習意欲の増進をはかる教育方法の改善に向かう可能性も十分に認められるのであり、公開のもたらす支障だけでなく、公開による利益も考慮して判断するのであれば、「当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げる」ことにはならないと判断する。
- ・ 教育委員会及び学校長は、単に児童生徒やその保護者に説明責任を負っているわけではなく、地域社会を構成する市民に対する説明責任をもあわせて負っている。
- ・ 学校単位での正当率の公開によって直ちに保護者や児童生徒と学校または教師との信頼関係が揺らぎ、破壊されるとは考えられない。データが一人歩きしないような配慮をして発信することも社会的な要請である。
- ・ 神奈川県内及び全国には、市町村単位の調査結果を明らかとする自治体が存在するが、公表に伴う具体的支障が生じているとの報道はない。

（答申に付記されている少数意見）

*** 以下のような弊害が生じる可能性を考慮すると、各学校の調査結果を公開することは、事務または事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げるものに該当するため、非公開とすべきである。**

- ・ 公開請求対象の小・中学校の調査結果を公開とした場合、他の小・中学校も公開請求があれば公開することになるため、全ての学校の結果を入手することが可能であり、学校間の序列化、過度の競争等の弊害が生じる可能性を否定することはできない。
- ・ 各学校の調査結果を公開しないことを児童・生徒・保護者に説明した上で学力調査を実施しているので、その説明に反して各学校の成績が公開されることになれば、児童・生徒・保護者と教師・学校・教育委員会との信頼関係が損なわれることになり、今後の学校教育に支障をきたすおそれがある。